

2022-2024年度JICA役職員等の健康診断事務代行及び健康増進支援関連業務

(公告/公示日：2021年 8月 4日/調達管理番号：21a00568) について、意見招請に寄せられたご意見と質問に対する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 4	第2 4. (2)業務スケジュール(予定)	情勢・実施率等により、健診実施期間の期中延長は考えられるか。	定期健診においては、状況により1ヵ月程度の延長する可能性があります。この場合、労働基準監督署への報告タイミングと併せて現実的な範囲で検討となります。
2	P. 5	第2 5. (2)健康診断事務代行業務 No 5. 健診結果電子データ化作業	データ化のフォーマット指定はございますでしょうか。	CSV形式を想定しております。「8. 成果物・業務提出物等」の成果物No. 2を参照ください。
3	P. 5	第2 5. (2)健康診断事務代行業務 5. 健診結果電子データ化作業	対象は国内健診機関での日本語の結果表に限られるか。	年間10件程度ですが、海外医療機関での健診結果が発生しています。機構指定様式を用いており、健診項目は法定健診(雇入時健診)です。
4	P. 5	第2 5. (2)健康診断事務代行業務 5. 健診結果電子データ化作業	「検査結果及び診断をパンチ入力し電子データ化する」と記載があるが、診断は「医師の診断(判定)」の認識でよいか	ご理解のとおりです。P. 20「第3(2)1)F)総合判定の表記統一化」に記載のとおり、表記統一の工夫に関しては本公告の際に技術提案書にて提案ください。
5	P. 6	第2 5. (3)職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務	『②人間ドッグ等結果による代用希望者に対する提出手続きの問い合わせ対応、結果回収及び提出督促業務』とありますが、各個人からの結果回収は、紛失のリスクが伴うため、貴機構で回収・取りまとめをしていただき、弊会へ送付していただくことは、ご協議可能でしょうか。提出督促業務も同様に、貴機構にて実施していただくことは、ご協議可能でしょうか。	機構が、受注者と職員本人の取次ぎ(結果回収・督促対応)を行うことは想定しておりません。
6	P. 6	第2 5. (3)職員等が提出した健康診断結果(紙媒体)の電子データ化業務 図① 対象者データ提供	JICA様より提供いただくデータは、どのような形式、情報になりますか。	提供データは、氏名・生年月日・所属・連絡先等の人事情報、健保加入情報等の個人が分かる情報です。ExcelファイルをGIGAPODにより受け渡す方法を想定していますが、それ以外の形式と受け渡し方法を受注者が希望する場合は、発注者と受注者が協議の上で決定いたします。
7	P. 6	第2 5. (4)健康経営を推進する、健康増進施策の支援業務	報告書への記載は、医療的観点からの記述を想定していらっしゃいますでしょうか。(所見等の分析からの報告の場合、医療的観点からの記述により、健康経営推進につながるかと存じます。)	
8	P. 6	第2 5. (4)健康経営を推進する、健康増進施策の支援業務	報告書としての提出が必須になりますでしょうか。データの分析が行える状態にあればご提案可能でしょうか。	提出物「業務完了書」としての提出が必要です。このため業務報告は「別紙3 業務報告書記載項目」が最低限記載されることを想定しております。対象年度の健診結果の集計(各検査項目の実施人数を含む)及び健診結果所見の傾向分析等、さらに課題と課題に対する提案・提言として分析結果を基にした健康増進・改善施策案(具体的及び現実的な提言、さらに健康経営推進に資する内容)を含んでいただきます。
9	P. 6, P. 12	第2 5. (4)健康経営を推進する、健康増進施策の支援業務	もう少し具体的な分析内容をご指示いただいたほうが良い(解釈により大きな相違が発生すると推測します)	
10	P. 6	第2 5. (4)健康経営を推進する、健康増進施策の支援業務	再委託・連盟実施等は可能か。	本公告では、再委託ができない業務について、予め明確に記載させていただく予定ですが、本公告で再委託可とされている一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にて再委託予定の業務範囲とその妥当性について提案をお願いいたします(万が一、再委託不可の業務への再委託の提案があった場合は、それを踏まえ技術評価いたします)。受注者と同レベルの個人情報保護や情報セキュリティの確保の確認のため、再委託先との契約書の提示を求める場合があります。共同企業体の結成は認めますが、各社が競争参加資格要件を満たす必要があります。
11	P. 7	第2 6. 業務実施上の留意事項	「健康診断の案内から受診日までの所要日数は1か月以内に完了する」とあるが、1か月を超える場合の予約を制限する等の認識でよいか。 P. 5の3. 受診督促業務に記載「2か月間に3回程度の受診督促」と矛盾が生じるが、1か月を超える場合も受診可能とするか。	特に採用後の受診目安が示されている雇入時健診に関するご質問と理解しました。法令遵守が必要であとなりますが、合理的な範囲で提示の限りではなく、猶予を設定することを検討しております。予約制限が可能であれば、技術提案書にて提案ください。受診督促業務の「2ヵ月間」はP4業務実施スケジュールにある定期健診を想定しています。
12	P. 7	第2 6. 業務実施上の留意事項	『受診者への健康診断案内から受診日までの所要日数は1か月以内に完了する。』とありますが、医療機関への予約代行も行うため、記載の日数での全受診者の受診完了は難しく、健康診断案内から最短で1か月後の受診となりますが、ご協議可能でしょうか。	医療機関への予約代行を行うことは妨げませんが、雇入れ時健診については、受診者が健康診断案内から1か月以内に受診完了すること、定期健診については、受診者が健康診断案内から1か月以内に受診予約を完了することを想定しています。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
13	P. 8	第2 8. 成果物・業務提出物等 【成果物】No2 システム用データ (GSV) 2	各医療機関から入手したデータあるいは紙結果からのデータ化について、以下の要素の統一を行うことを明記したほうが良い。 ・健診項目の順番 ・各健診項目ごとの表記 (例：①西暦2011年8月1日→2022/08/01 ②視力→小数点以下1桁 ③尿蛋白等の定性記号→半角2+) ・各健診項目の単位 (例：白血球→単位 103/ μ L) など	項目についての入力は一統する予定ですが、形式と受け渡し方法は発注者と受注者が協議の上で決定いたします。
14	P. 8	第2 8. 成果物・業務提出物等 【成果物】No2 システム用データ (GSV) 2	上記に加えて、データの形式を明記したほうが良い カンマ「,」区切りの横型CSVデータ、固定項目フォーマット	
15	P. 8	第2 8. 成果物・業務提出物等 【成果物】No2 システム用データ (GSV) 2	システム用データは受診者様全員分と認識しておりますが、XMLで納品されている特定健診結果データも含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	XMLで納品される特定健診結果データは成果物のNo. 3で提示しているとおります。基本的にはNo. 2とNo. 3に含まれている受診者のリストは同じであることを想定しています。
16	P. 8	第2 8. 成果物・業務提出物等 【成果物】No2 JICA用健診結果	「最短日数で納品」とあるが、請求 (月1回) と結果納品 (月2回) 等、同時でなくとも問題ないか。	協議の上で決定した納品タイミングであれば、同時ではなくても構いません。
17	P. 9	第2 9. 契約後の経費支払方法	未実施項目の減算対象項目を事前に指定することは可能か。	契約締結後、導入準備期間において未実施項目についての取扱いと費用精算に関し、発注者と受注者で協議の上で決定することを想定します。
18	P. 11	第2 別紙2 健康診断項目	定期と雇用時健診ともに健診項目は同一の認識でよいか。また、重複受診実施はあるか (雇用時受診後に定期を改めて実施するなど)	ご認識のとおり同じ健診項目です。雇入時及び定期健診の重複受診の実施は想定しておりません。
19	P. 11	第2 別紙2 健康診断項目	受診者に不利益のない範囲で健診項目の変更は可能か。	機構が定める健診項目が最低限含まれるのであれば、受注者の標準健診コースの採用を前向きに検討したいと思います。最終的な業務内容については本公告にてご確認ください。
20	P. 23	第3 評価表	価格に対する配点が開示可能であれば追加を希望	評価配分も含めた落札者の決定方法が掲載されるため、本公告にてご確認願います。
21	P. 23	第3 1. (1) 類似業務の経験	SaaS型クラウドサービス以外の事務代行等にかかるシステム提供も評価対象に加えることは可能か。	ご理解のとおりです。健康診断事務代行等にかかるシステム/サービスであれば本業務との類似性に応じてSaaS型クラウドサービス以外も評価対象とします。
22	P. 25	第3 3. 業務重視者の経験・能力 (1) ~ (3)	学歴・過去の所属主要会社など、開示内容は任意でよいか。	ご理解のとおりです。